

市第 67 号議案 横浜市事務分掌条例の一部改正 について

23 年 4 月に局再編成を実施するため、本市の局編成を定めている「横浜市事務分掌条例」の一部を改正します。

【提案理由】

「市民の暮らしの充実を図り、及びその安心を確保するとともに、将来の横浜の活力を最大限に高める執行体制を確立する等のため、横浜市事務分掌条例の一部を改正」

1 局再編成の検討経過

- | | |
|-------------|--|
| 平成 21 年 6 月 | 都市経営・行政運営調整委員会で「本市組織機構改革の検証をすべき」とのご意見あり |
| 7 月 | 同委員会に、「機構改革の経過について（平成 15 年度以降）」を報告 |
| 9 月 | 同委員会に、「機構改革の検証結果について」を報告 |
| 12 月 | 局名称変更のため横浜市事務分掌条例を一部改正 |
| 平成 22 年 3 月 | 全職員アンケート（局再編成の検証結果について） |
| 4 月 | ・局名称変更（総務局・市民局・建築局・消防局・議会局）
・23 年度に向けた局再編成を検討するため、「局再編成プロジェクト（局長級）」を設置 |
| 4 月～6 月 | 「局再編成プロジェクト」による検討（組織上の課題整理・再編テーマ選定等） |
| 6 月 | ・都市経営・総務委員会に「検討の進め方、局再編成の基本的な考え方、再編テーマ」を報告
・全職員アンケート（局再編成の基本的な考え方について） |
| 7 月～9 月 | 「個別課題プロジェクト」による検討（関係区局により、現場意見も踏まえた素案作成） |
| 9 月 | 都市経営・総務委員会に「局再編成の方向性」を報告 |
| 10 月 | ・都市経営・総務委員会に「平成 23 年度の局再編成案」を報告
・市民周知・全職員アンケート（局再編成の方向性・名称案等について）
・全職員アンケート（地球温暖化対策事業本部に代わる新組織の名称について） |

2 局再編成に伴う条例規定の新旧対照（関係部分のみ抜粋）

現行（平成 22 年度）	改正案（平成 23 年度）
<p style="text-align: center;">事務分掌条例</p> <p>第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 158 条第 1 項後段の規定による横浜市の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>都市経営局 (1)市政運営に係る総合的な調整並びに重要な政策の立案及び調整に関する事項</p> <p>総務局 (1)議会に関する事項 (2)条例の審査、立案その他の市の行政一般に関する事項 (3)職員の進退、身分、給与及び福利厚生に関する事項 (4)財務に関する事項 (5)他の局の主管に属しない事項</p> <p>市民局 (1)市民活動及び区政に関する事項 (2)広報、広聴、文化及びスポーツに関する事項</p> <p>経済観光局 (1)商業、工業及び観光の振興に関する事項 (2)市場、消費生活及び雇用に関する事項</p>	<p style="text-align: center;">事務分掌条例 〔市第 67 号議案による改正案〕</p> <p>第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 158 条第 1 項後段の規定による横浜市の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>温暖化対策統括本部 (1)地球温暖化対策に係る総合的な企画、調整及び推進に関する事項</p> <p>政策局 (1)市政運営に係る総合的な調整並びに重要な政策の立案及び調整に関する事項</p> <p>総務局 (1)議会に関する事項 (2)条例の審査、立案その他の市の行政一般に関する事項 (3)職員の進退、身分、給与及び福利厚生に関する事項 (4)他の局の主管に属しない事項</p> <p>財政局 (1)財務に関する事項</p> <p>市民局 (1)市民活動及び区政に関する事項 (2)広報、広聴、スポーツ及び人権・男女共同参画に関する事項</p> <p>文化観光局 (1)文化、観光及び創造都市の形成に関する事項</p> <p>経済局 (1)商業及び工業の振興並びに中小企業等の支援に関する事項 (2)市場、消費生活及び雇用に関する事項</p>

<事業本部関連>

現行（平成 22 年度）	改正案（平成 23 年度）
<p style="text-align: center;">事務分掌条例</p> <p>第 2 条 市長は、重要かつ緊急的な行政課題に対応する等のため、必要により事業本部を設けることができる。</p> <p>第 3 条 市長は、必要により第 1 条に掲げる局の下に部、室、課及び係を設けることができる。</p> <p>2 市長は、必要により前条に定める事業本部の下に部、課及び係を設けることができる。</p>	<p style="text-align: center;">事務分掌条例</p> <p>第 2 条 市長は、必要により前条に掲げる統括本部又は局の下に部、室、課及び係を設けることができる。</p>

3 新組織の理念と名称

「温暖化対策統括本部」

理 念	環境最先端都市を目指し、全庁一丸となった地球温暖化対策の取組を主導・促進するとともに、市内企業のポテンシャルを最大限活用し、地球環境対策を強力に進め、経済的にも活力ある都市づくりを推進
名称の考え方	組織の理念及び役割を端的に示すとともに、市民からのわかりやすさを考慮した名称案

「政策局」

理 念	「基本構想」の具体化に向けた政策・企画の立案と政策面における総合調整及び推進支援
名称の考え方	局の理念及び役割を端的に示すとともに、市民からのわかりやすさを考慮した名称案

「財政局」

理 念	歳入確保・資産活用の推進による積極的な財政運営と適正な財務運営の確立のため、財政・財務面における統括機能の発揮
名称の考え方	財政、財務面における全市的な総合調整機能を果たしていく局の役割を表現

「文化観光局」

理 念	文化のかおる活力ある都市横浜・人が集い交流するにぎわいのある都市横浜の実現
名称の考え方	横浜の魅力をつくりだし、アピールしていく都市戦略を総合的に推進するため、観光・誘客と文化・創造都市の視点を明示

「経済局」

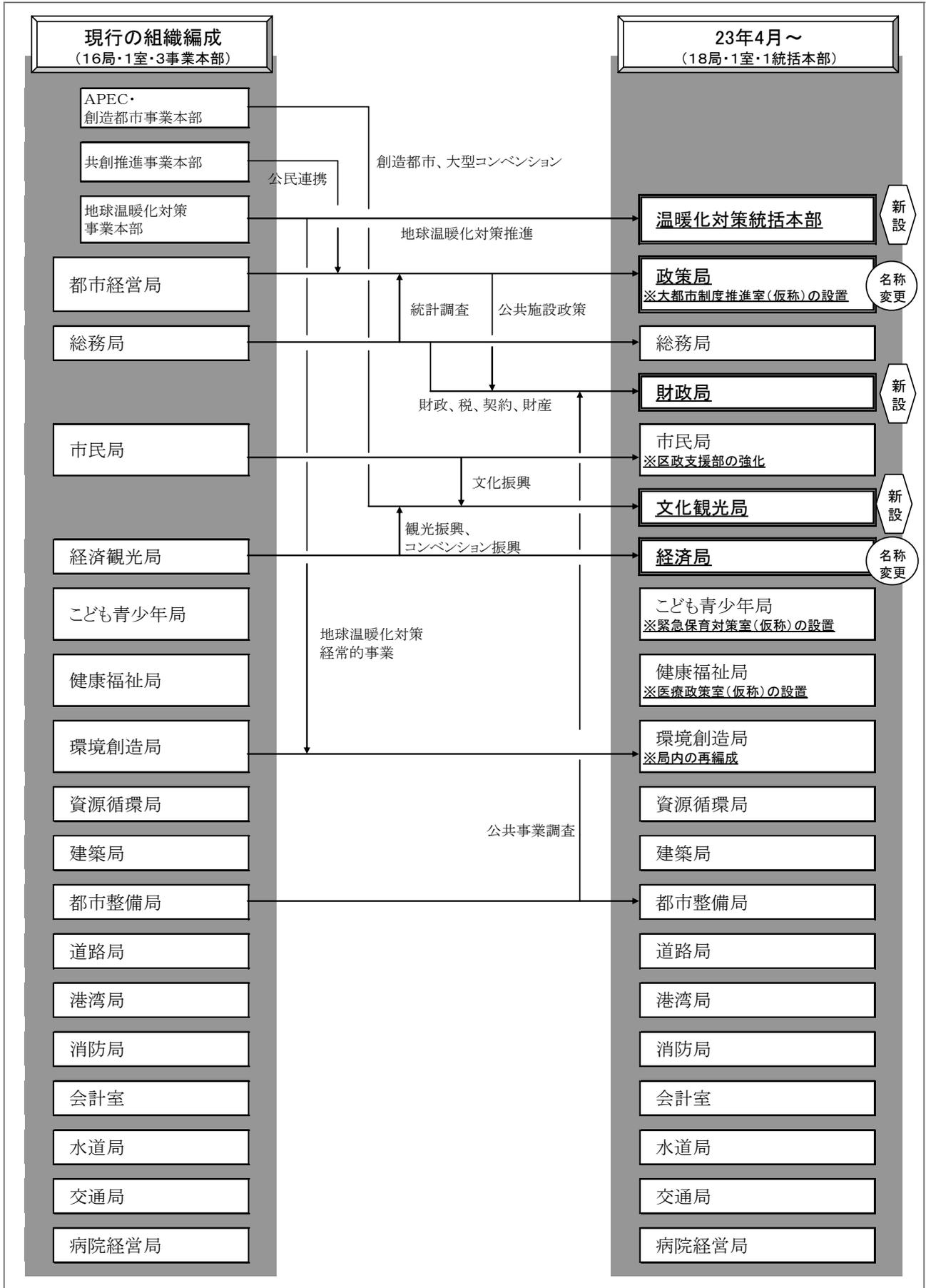
理 念	産業活力の向上や市民の多様な就業機会、安全で質の高い消費生活の実現を図り、豊かな市民生活を支える横浜経済を持続的に発展させる取組を推進
名称の考え方	観光部門の移管に伴い、経済部門の組織を端的に示した名称案

4 その他

「横浜市事務分掌条例」の一部改正に伴い、所管局の名称が変更となる次の条例について合わせて改正します。

条例名	審議会等の所管局の変更（現所管→新所管）
横浜国際港都建設審議会条例	【審議会の所管】：（都市経営局 → 政策局）
横浜市財産評価審議会条例	【審議会の所管】：（総務局 → 財政局）
横浜市大規模小売店舗立地審議会条例	【審議会の所管】：（経済観光局 → 経済局）
横浜市技能職設備資金等貸付審査会条例	【審査会の所管】：（経済観光局 → 経済局）
横浜市勤労者福祉共済条例	【審議会の所管】：（経済観光局 → 経済局）
横浜市駐留軍関係離職者等対策協議会条例	【協議会の所管】：（経済観光局 → 経済局）
横浜市中心卸売市場業務条例	【協議会の所管】：（経済観光局 → 経済局）
	【委員会の所管】：（経済観光局 → 経済局）

【参考】23年度局再編成 実施検討図



※ 行政委員会等は記載を省略しています。